

港灣法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定）

第五十条の四 指定特定重要港灣における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭（以下「特定国際コンテナ埠頭」という。）を運営し、又は運営しようとする者は、指定特定重要港灣の港灣管理者（以下「特定港灣管理者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

一～三 （略）

四 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。

259 （略）

第五十四条の二 （略）

2 前二条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第五十三条後段中「港灣管理者」とあるのは「港灣管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

（特定用途港灣施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の七 国は、重要港灣の港灣管理者が港灣管理者以外の者（国を除く。）で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港灣施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港灣管理者に貸し付けることができる。

2 （略）

3 港灣管理者は、第一項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者がその貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めたものとする。

4 港灣管理者は、前項の規定により貸付けの条件に定めたところにより加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に関する償還方法、償還期限の繰上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

（特定国際コンテナ埠頭を構成する港灣施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の八 国は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同条第三項中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と読み替えるものとする。

○ 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）（抄）

#### 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（港湾法第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）及び附則第七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二（略）

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

#### 第二章 特定用途港湾施設

（国の貸付けの条件の基準）

第五条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還は、均等半年賦償還とすること。

二 国は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関し、次条第二号及び第三号の港湾管理者が償還期限を繰り上げることができる場合並びに当該貸付けを受ける者が繰上償還をした場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができること。

三 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関する経理を明確に整理しなければならないこと。

四 港湾管理者は、国土交通省令で定める事項につき次条第九号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

五 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付けを受ける者が適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行なうよう港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件に定めるところにより必要な措置をとらなければならないこと。

2 港灣管理者が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港灣管理者の貸付けを受ける者に対しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものと認めるときは、国及び港灣管理者は、当該貸付金に係る国の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を附さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとする。

(港灣管理者の貸付けの条件の基準)

第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 貸付金の償還は、均等半年賦償還とすること。
- 二 港灣管理者は、貸付けを受ける者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合その他貸付けの条件に違反した場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができること。
- 三 港灣管理者は、貸付けに係る特定用途港灣施設の運営に係る損益の計算において利益が生じた場合にその額が国土交通省令で定めるところにより算定した当該施設の価額に国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる額の二分の一の範囲内の金額について償還期限を繰り上げることができること。
- 四 港灣管理者は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができること。
- 五 貸付けを受ける者は、その貸付けに関し担保を提供しなければならぬこと。この場合において、その担保が保証であるときは、保証人が貸付けを受ける者と連帯した保証としなければならないこと。
- 六 貸付けを受ける者は、担保の価額が減少し、又は保証人を不相当とする事情が生じたときは、港灣管理者の指示により、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- 七 貸付けを受ける者は、港灣管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないこと。
- 八 貸付けを受ける者は、所定の工事实施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港灣施設の建設又は改良及び管理を行なわなければならないこと。
- 九 貸付けを受ける者は、次に掲げる事項につき、あらかじめ、港灣管理者の承認を受けなければならないこと。
  - イ 貸付けに係る特定用途港灣施設に係る工事实施計画、管理運営計画又は資金計画を変更しなければならないこと。
  - ロ 貸付けに係る特定用途港灣施設の供用を休止し、又は廃止すること。
  - ハ 貸付けに係る特定用途港灣施設を譲渡し、交換し、又は担保に供すること。
- 十 貸付けを受ける者は、港灣管理者が所定の工事实施計画、管理運営計画又は資金計画について第二条各号に定める要件に適合しないものとなつたと認めてその変更を指示したときは、その指示に従いこれらの計画を変更しなければならないこと。
- 十一 貸付けを受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営する事業の会計を処理するとともに、貸付けに係る特定用途港灣施設の運営に係る損益の計算をしなければならないこと。
- 十二 貸付けを受ける者は、貸付けに係る特定用途港灣施設の供用を貸付けの方法によりする場合においては、港灣管理者が当該施設の貸付けを

受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときにその利用を受忍しなければならぬ旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならないこと。

十三 貸付けを受ける者は、国又は港湾管理者が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

#### (加算金)

第七条 港湾管理者は、法第五十五条の七第三項の加算金を徴収する場合には、加算金を課すべき貸付け金の範囲を指定し、当該指定した貸付け金を貸し付けた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付け金の金額に年十・七五パーセントの割合で計算した金額の加算金を徴収するものとする。

2 前項の場合において、同項の指定した貸付け金の償還期限が到来していないときは、港湾管理者は、その償還期限を繰り上げるものとする。

第八条 法第五十五条の七第四項の規定により港湾管理者が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、前条第一項の指定した貸付け金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第五十五条の七第一項の国の貸付け金の金額の同項の当該港湾管理者の貸付けの金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 港湾管理者は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

第九条から第十一条まで 削除

#### (管理委託の手続)

第十七条の二 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供することをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をすることを含む。以下第十七条の十までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかなければならない。

一〜六 (略)